

市長専決処分事項指定の件に係る

理事会協議結果（10月18日）

項 目	協 議 結 果（平成30年10月18日理事会）
1 市長専決処分事項指定の件	<p>（全会一致）</p> <p>工事又は製造の請負契約にかかる契約変更の取り扱いにおいて、以下を市長専決処分事項に追加すること。</p> <p>(1) 契約金額の1割以内の範囲の変更で、変更金額は6億円未満</p> <p>(2) 天候その他やむを得ない事由による期限の変更</p>

議第6号議案

市長専決処分事項指定の件の一部改正

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）の一部を次のように改正する。

平成30年10月26日提出

市会運営委員会

委員長 清水 富 雄

第7号の次に次の1号を加える。

(8) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の1割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

提 案 理 由

議会の議決を経た工事又は製造の請負契約を変更する契約の締結について、一部を市長専決処分事項に指定するため、市長専決処分事項指定の件の一部を改正したいので提案する。

参 考

市長専決処分事項指定の件

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

(第 1 号から第 7 号まで省略)

(8) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

「議第6号議案 市長専決処分事項指定の件の一部改正」
の取り扱いに関する理事会協議結果（10月18日）

項 目		協 議 結 果（平成30年10月18日理事会）
1	議案発送	10月19日（金）
2	上程日	10月26日（金）の本会議
3	提案理由説明	省略
4	質 疑	通告に応じ実施
5	通告期間	10月22日（月）午前9時から24日（水）午後5時まで
6	委員会付託	会議規則第36条第3項 及び 市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略、本会議で即決

（参考）

横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。